

議会運営委員会会議録

(令和7年12月17日)

愛南町議会

愛南町議会議会運営委員会会議録

本日の会議 令和7年12月17日(水)
招集場所 議員協議会室

出席委員

委員長	原田達也	副委員長	鷹野正志
委員	尾崎恵一	委員	嘉喜山茂
委員	池田栄次	委員	金繁典子

欠席委員

なし

出席委員外議員

議長 吉田茂生

傍聴委員外議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 土居章二 主幹 尾川美保

説明のため出席した者

なし

本日の委員会に付した案件

【協議事項】

- (1) 議会運営に関する申合せ事項等の確認について
- (2) その他

開会 10時00分
閉会 11時15分

○鷹野副委員長 皆さんおはようございます。

定刻になりましたので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

開会に先立ちまして、委員長挨拶をお願いいたします。

○原田委員長 皆さんおはようございます。

12月定例議会も終了しまして、今年も残すところあと半月余りというところまでやってきましたが、今日は議会運営委員会ということで、全員の出席をいただき誠にありがとうございます。

今回の議運なんですけど、前回まで申合せ事項の確認についてずっと協議をしてきましたので、今日は引き続いて、その件につきまして協議をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○鷹野副委員長 ありがとうございます。

それでは、協議につきましては委員長の進行でお願いいたします。

○原田委員長 それでは早速、協議事項に入ります。

まずは前回までの委員会で確認済みの項目を改めてお知らせしたいと思います。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは私のほうから、前回までの委員会で確認いただきました議会運営に関する申合せ事項等の確認について、改めまして御説明いたします。

お手元に配付している紙の資料、議会資料1を御覧ください。

こちらにつきましては、年度当初の5月20日に開催された議員全員協議会にて、この申合せ事項の項目については、ハラスメントに対する客観的な相談窓口についての項目については、全議員の皆様の前で説明はしているところでございます。

それでは、まず、最初のほうから確認した事項を報告いたします。

まず、議会広報特別委員会の常任委員会への移行につきましては、こちらにつきましては10月14日に開催の本委員会にて確認済みとなっております。こちらにつきましては3月定例会で特別委員会報告及び愛南町議会委員会条例の改正を行う予定としております。

2つ目、関連質問の取扱いについて、こちらにつきましても11月11日開催の本委員会にて確認済みで、現行どおりとするということで皆さんから確認できております。

めくっていただきまして、2ページ目御覧ください。

3番目、一般質問答弁書の議員への事前配付について、こちらにつきましてはまだ継続審議という状況になっております。

4点目、予算・決算等の委員会付託について、こちらについても本委員会で継続審議することになっております。また、近隣先進自治体への視察を検討という御意見が出ておりましたので追記しております。

3ページ目御覧ください。

5番目、請願の提出期限の前倒しについて、こちらにつきましても11月11日開催の本委員会にて皆さんに確認いただきまして、現行どおりとするということになっております。

6番目、旧姓や通称使用の取扱いについて、こちらについては現時点では、改正前では議会運営委員会に諮りということとなっておりますが、こちらのほうを届出による手続とすることであれば、愛南町議会議員の旧姓通称名の使用基準の改正が必要になります。こちらについても明確な方針はまだ決まっておりません。

7番目、全体的・構造的な理解をするような勉強会について、こちらはまだ継続審議となっております。

8番目、委員会等の会場へのパソコン等の持込みについて、こちらにつきましては4ページ目に記しております、表の下の赤字のところですが、こちらはまだ継続審議となっておりますが、

議員全員協議会、各委員会で試行してみてもどうかという御意見もありましたので、追記しております。

9番目、ハラスメントに対する客観的な相談窓口について、こちらについてはまだ継続審議となっております。こちらについては現在、愛媛県町村議会議長会事務局のほうでまだ調整中でございます。まだ明確には決まっておりません。取っかかりといたしましては、ハラスメントに対する客観的な相談窓口についてということでございますが、先ほど申しましたように愛媛県町村議会議長会で調整しております。ただ、相談窓口の設置についてのみですので、その先にあります、ハラスメント事案が発生した場合のハラスメントの認定であるとか、対象議員への対応等につきましては、例規等の制定が必要と思われるため、現在、本委員会にて愛南町議会ハラスメント防止条例含め関係例規の制定に向けて皆様で御協議いただいているところでございます。

10項目めの政務活動費以降につきましては、年度当初に開催しました議員全員協議会では共有しておらず、その後の本委員会で意見が出たもので追記しております。10項目めの政務活動費についてはまだ本委員会で継続審議ということになっております。

5ページ目、11番目ですか、Log oチャットのスクリーンショットの制限についてもまだ結論は見いだしておりませんので、継続審議となっております。

めくっていただきまして6ページ目、12番目、3月定例会の開催日程の確認について、こちらについては10月14日開催の本委員会にて確認済みでございます。年度当初に示しておりました3月定例開催日程の案のままでよいということでございます。

最後になります、議会報告・意見交換会の開催について、こちらについては今年度中に残りの西海地域、城辺地域、御荘地域、3地域についても開催するというので、日程については下段に記しているとおりになっております。

以上が現在までの申合せ事項の確認の状況であります。

以上です。

○**原田委員長** ただいま事務局より、今までの確認済みの事項について説明がございました。

本日は、まず4番目の予算・決算の委員会の付託、これについてちょっと、以前より近隣の自治体への視察を試みたらどうかという話がございまして、まあこれ確かにしてみたらいいと思うんですが、まず3月定例議会に、できたらほかの自治体をちょっと視察できたらなと思ひまして、ちょっと事務局とも相談したんですが、まず宇和島とか宿毛、問い合わせた状況、内容についてちょっと事務局、説明構わないかな、お願いします。

土居事務局長。

○**土居事務局長** それでは、近隣の宿毛市、宇和島市のほうに問合せいたしました、3月定例会の会期等の御報告をさせていただきます。

宿毛市におかれましては、まだ次回の3月定例の日程は確定していないということで、参考までに昨年度の3月定例会の日程をお聞きいたしました。昨年度は初日が3月3日から、最終日が3月26日までの会期となっております。その間に、こちらのほうが、宿毛市が、宿毛市のほうが予算・決算常任委員会でしたかね、常任委員会になっておりましたので、こちらのほうの分科会として、一応、総務の分科会が会期の途中の3月13日、産業の分科会が3月14日、それを踏まえまして常任委員会の全体会が3月24日に開催されております。

続きまして、宇和島市様に問い合わせた結果です。まだ今年、次回の3月定例会の会期は決定ではありませんけど、現時点で考えている案をお聞きいたしました。あくまで現時点の案でございます。初日が2月の24日から、最終日が3月25日までという案らしいです。ただし、宿毛市と同様で、途中で予算に関する委員会、宇和島市様のほうが予算は常任委員会ですね、こちらについては分科会というか、委員会が総務環境の分野と厚生分野と産建教育分野の3つの委員会がございます。こちらの委員会を、3月の16日の週にその3つの委員会ができな

いかなということ、現在、検討中ということ、ございました。

いずれも本町の3月定例会の会期中と重なるのかなということ、確認しております。

以上です。

○原田委員長 ただいま説明がございましたが、うちの会期と重なるということなんで、どうでしょうかね皆さんこれ、できたら行ってみたいとは思いますが。

これ事務局、これ日程的にはどうなんかな、可能なのかなこれ。

土居事務局長。

○土居事務局長 参考までに、会期中によその自治体の議会等の視察した例はなかなかないということで、前任の局長に確認いたしました。突発的な、例えば請願なり何なりが出されたときのやっぱり対応等も必要になってきますので、あまり会期中にちょっとよそに行くのもいかなものかなあと事務局のほうではちょっと思っております。

ただ、皆さんの御意見にありますようによその先進自治体の事例を視察して拝見するという事は一番分かりやすいとは思いますが、ただ本町の議会運営を考えた場合にその辺りがどうなのかなあとということ、事務局のほうでは懸念しております。

以上です。

○原田委員長 ということでちょっと会期中、うちの会期中にはちょっとどうなのかなという事務局からの説明なんです、この件に對しまして何か御意見ございませんかね。まあ宇和島、宿毛以外ということも考えられるんですが、どんなもんですかこれ、皆さんどうですかこれ。視察に関して御意見ございませんかね。

尾崎委員。

○尾崎委員 会期中というのはちょっと不都合がいろいろあるということで理解いたしました、できるだけ早くやるのがベストじゃないかという中で、ひょっとしたらその、こういった委員会、YouTubeとかネットでは出ていないんでしょうかね。もし先進地でそういったものが掲載されているところがあるのであれば、こちらのほうで、我々も勉強、出向いていかなくてもできるかと思うんですけど、どんなもんでしょうか。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 YouTubeで委員会とか見られるとたくさんありますよね。会期中はやっぱりね、向こうもこちら大変なので、会期中以外に直接お話をお伺いして、様子は録画を見るのが私もいいと思います。

○原田委員長 事務局それは、YouTube等で見るのはできますかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 先ほど金繁委員から御報告ありましたように、よその自治体の例をちょっと確認しまして、そこの分を視聴することは可能だと思います。あと、会期中以外で、例えば皆さんが疑問に思われること、確認されたいことを先にお聞きしておいて、事務局でまとめて、投げかけるっていう方向も可能なのかなというふうに考えております。

以上です。

○原田委員長 ということで、どうでしょうかね。今、事務局の説明した方法で、方向でやってみることもいいんじゃないかと思いますが、皆さんそれで構いませんか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあこの4番目の予算・決算等の委員会付託はそのような方向で今後進めていきたいと思っております。

次には、8番の委員会等会場へのパソコン等の持込みをちょっとまた協議をしたいと思っております。先ほどの事務局の説明では、議員全員協議会や各委員会で試行してみたらどうかという御説明だったんですが、どうでしょうかねこれ、今後、これを試行してみても構いませんか、皆さんの御意見を伺います。どうですか。

(「いいです」と言う者あり)

○原田委員長 そういうことでやっていきたいと思います。

次に、9番目のハラスメントに対する客観的な相談窓口について、資料が今日出ておりますので、事務局よりちょっと構いませんかね、説明。

土居事務局長。

○土居事務局長 それでは私のほうから9番目、ハラスメントに対する客観的な相談窓口について、について説明いたします。

今時点で全議員の皆様と共有できているのはこのタイトルにあるハラスメントに対する客観的な相談窓口についてということでございます。で、先ほど進捗状況を説明した際に、県の町村議会議長会事務局で調整しているのはあくまで相談窓口でありまして、こういった事案が発生した、その相談以降に発生するであろう認定であるとか、対応等につきましては各自治体の議会でお願いますということでしたので、現在、本委員会で皆様に愛南町議会ハラスメント防止条例ほか関係例規の制定を御協議いただいているところでございます。

これまでの委員会の中で、幾つか例規の案をお示したんですが、専門的な視点での御助言なりという委員会での意見がありましたので、今お手元にお配りしております、ちょっとタイトルなくて大変恐縮なんですけど、1、ハラスメントに関する記載についてという取っかかりの資料、両面刷りの分がA4で2枚あると思います。こちらにつきましては、女性議員・候補者のサポート団体Stand by Womenの代表であります濱田氏、お茶の水大学の大学院にも今通われておりますが、こちらに御協力いただきまして、専門的な視点でのアドバイスをいただいたものでございます。やはり我々、皆様に御協議いただいているところでございますが、やっぱり専門的な視点でのアドバイスは非常に重要であると思われまますので、昨日この回答を頂きました。それを踏まえて、愛南町議会ハラスメント防止条例案バージョン15と、条例施行規程案のバージョン18を急遽修正したものをお手元にお配りしております。時間的な制約がありまして、申し訳ありませんが、逐条解説の修正までには至っておりません。そちらにつきましてはまた改めて行う予定です。

濱田氏のアドバイスで今回、条例案等に反映したところが、2番目、ハラスメントの類型に関する補足についてというアドバイスのところの、下段のほうですね、例えばそこに具体例として出身地や国籍、民族、障害、病気、病歴、ルーツ等に関する差別的侮蔑的言動も含めて明示しておくことと相談・申立てがしやすくなると思いますというアドバイスを踏まえて、条例案のバージョン15の2ページ目、第2条のハラスメントのいろいろな区分を示しているところに、第6号として、その分は案として追記しております。こちらについては、追記するか否かは皆さんで御判断いただいたらと思います。

あとは、相談窓口については県の議長会が今調整中の、その外部については利用できることと、常設で利用できることになっておりますので、そちらについては特にしておりません。

あとは、アドバイスの1枚目の裏面、6番目、審査会委員の選任方法及びジェンダーバランスの配慮についてということで、委員の選任に当たってはジェンダーバランスを考慮する旨を明記したり、特定の性別に偏らない構成とすることを基本としたりすることができますというアドバイスを頂いておりますので、こちらについては条例案の3ページ目、第9条第4項に追記をいたしました。こちらのアドバイスを踏まえて第4項に追記しておりますので、こちらにつきましても皆様に御協議いただいたらというふうに思っております。

あとは、7番目、申立て様式における対応措置の選択の在り方についてというアドバイスで、条例施行規程案のバージョン17では、申立て書の、申立て者からの一番最初のアクションである申立て書のところに、求める対応措置ということで、希望しない、希望する、ということ希望するのところ、かなり詳細にわたって区分しておりました。ただ、アドバイスを見ると、実際には懲罰まで求めず、調整や謝罪、関係整理といった対応を求める当事者も多いことを踏

まえると、方向性についてはある程度確認する形に整理しというようなアドバイスがありましたので、一番最初の様式第1号、ハラスメント被害申立て書の、求める対応措置についての欄の、希望する、をもう少しちょっと細かい段階からもう一段階こう、何ていうんですかね、詳細までうたわないような区分に今、急遽修正、昨日いたしました。そちらについても皆さんで御協議いただいたらというふうに思っております。

今のところアドバイスに関する修正はそういうところと、あと皆様から本日の会議までに頂いた修正案等を踏まえて、条例案の第7条の調査の条文をちょっと若干、前回までの分があまり整っていなかったもので、こちらについては修正させていただいております。

あとは文言の統一ですね、設置するを置くに置き換えたりとか、場合をときと置き換えたりとか、判断したを認めるというふうに、例規的な統一をさせていただいております。

大まかには以上でございます。急遽、本日、アドバイスの資料を提示したばかりでなかなか御判断することは難しいとは思われますが、事務局で昨日までに対応した修正項目は以上でございます。

○原田委員長 はい、今説明していただきましたが、修正した箇所について説明があったんですが、なんせ急なので、これ今日はなかなか協議するといっても難しいのかなと思いますが、また帰って皆さんまたこれ、十分目を通していただいて、また、次回。今日やりますか。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これざっと見て、意見は聞いたほうがいいことないですか。

○原田委員長 今すぐに。今日。

○嘉喜山委員 はい。で、最終的には後日。

○原田委員長 尾崎委員。

○尾崎委員 先だって事務局のほうから、今回の改修のもう一つ前の資料頂いて、今日会があるけんちょっと目を通させてもらって、ちょっと気づいたところがありますので、ちょっと確認の意味でよろしいですか。

○原田委員長 はいどうぞ。

○尾崎委員 まず施行規程、施行規程ですね。ハラスメント防止条例施行規程のほうなんですけど、ここの3条、施行規程の3条見てもらえますか。8ページですが。よろしいですか。

第3条に、条例第6条の2項に基づく申立てはっていうことで、出だしがあります。分かりますか、よろしいですか。この第2項の申立ていうところ、これ3項ではないかと私はちょっと解釈しておるんですけども。2項ではなくて3項。

ていうのがこの第6条の3項の条文が、議員又は職員は、ハラスメントの被害を受けた場合又はその事実を認識した場合、議長に対して申立てを行うことができるという3条が項目になっております。第6条第3項。ここを指しているんじゃないかと思っております。2項ではなくて。

ですから、3条は第6条の2項ではなくて3項。あわせて、あのハラスメント被害申立書ですね、用紙のほうですね、様式の第1号、ここの冒頭にも第6条の2項の規定により被害をとるところを3項に直すべきじゃないかなと思うんですけども。これは直しとったほうがええと。よろしいですか。

もう一つだけ、要望なんですけれども、同じくこの規程の中の第8条、第8条の2項に、議長において懲罰が議決されたとき、又は倫理上の措置を決定したとき、その内容を速やかに懲罰（倫理上の措置）決定通知書により当該措置の対象となった議員及び全議員に通知するものということになっております。で、続いて第9条では倫理上の措置の種類がはっきりと明記されておるんですけど、ここにその懲罰の条例が明記されていないというところがありまして、できたらここも倫理上の措置と合わせて懲罰も明記してはどうかというところを思うんです。

調べたら、法的には懲罰の種類については地方自治法の135条に規定されておるので、こ

こではあえて明記する必要はないというようなことがあったんですよ。ただ、住民や議員への分かりやすさを重視するなら、この施行規程にも参考として列挙するほうが望ましいのではないかと思います。

で、実務的には、この下の第9条に今、表示されております倫理上の種類と、措置の種類と並べて懲罰の種類、地方自治法第135条に出ておりますが、その内容をここに整理して入れてはどうなのかなと希望をするわけです。

以上です。

○原田委員長 いろいろと尾崎委員が調べて、指摘が今ありました。どうですか。

土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。

尾崎委員の御指摘の部分、まず、条例施行規程案の第3条の第1項の、条例第6条第2項が第3項ではってというのは、第3項で正解です。というのが、条例の分に多分、一個追記した関係で、ずれたのを私が修正し忘れです、これは、3項で正解でございます。失礼いたしました。

同じく、第9条の倫理上の措置の種類は明記しているのに懲罰の分は明記されていない。これは、最初、私のほうも最初、こちらについては条例案のほうに、どこやったかな、条例案のほうに、条例のほうの案に懲罰のほうは戒告から除名まで記しているんです。

倫理上の措置についても最初、条例案のところに明記をしていたんですけど、いろいろ調べてみると、懲罰については条例案に明記するのが好ましくて、倫理上の措置については条例案に載せるのではなく施行規程のほうに載せるほうがということで、最初は私も条例案に全部、懲罰と倫理上の措置の種類を明記していたんですけど、いろいろ調べてみるとそういったことでちょっとありましたので、今は条例案に懲罰、条例施行規程案に倫理上の措置ということで分けて、明記しているのでちょっと分かりにくいのかなという状況になっております。

以上です。

○原田委員長 今、説明がありましたが、まずその第3条の第2項を第3項に訂正をお願いしたいと思います。

今の倫理上の措置の種類の中での懲罰は、もうこのままでよろしいですかね、今の説明によると。尾崎委員、それでよろしいですか。

尾崎委員。

○尾崎委員 別々の条文に出るとということなんですが、これ、見やすさを重視すれば、この施行規程のほうにまとめたらどうなんでしょうかね。こちらに一本、施行規程にまとめて、倫理上の措置と合わせて表記したら見やすいんじゃないかなと思いますが。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 この20条は強制措置を含むので、条例でなければできないと私は考えます。

○原田委員長 条例でないと。

暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それで先ほどの協議事項の、倫理上の措置の種類はもう現行どおりということでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 それでは、先ほど嘉喜山委員より今日の指摘事項について順番に協議したらということなんですが、まず、第7条かな、このハラスメント防止条例施行規程の第7条ですかね。これについて皆さんの御意見を。うん、いいかな、7条やったかな。8条2項かね。

(発言する者あり)

○原田委員長 すいません、8条の2項か。この指摘事項について何か御意見ございませんか。

ええんかね、終わったんかね。

それでは続いて、続いてはどれやったかな。ほかに何か。

尾崎委員。

○尾崎委員 ちょっと確認なんですけれども、防止条例の8条の文言の中に、対象となる議員又は職員とここに、弁明の機会が与えられていなければならないと出ておりますよね、8条。これに関連して、後の24条に、24条に弁明の機会はということで、懲罰倫理上の措置の対象となった議員には、議員は弁明の機会を与えられなければならないというところで、先の8条には議員又は職員となっておる中で、24条は議員のみとなっておるというところですね、ここは、職員については、懲罰は議会ではなくて町の権限で行われるために、この24条には含まれていないという解釈でよろしいですか。そこだけ。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 尾崎委員のお見込みのとおりでございます。

○原田委員長 今、指摘のとおりです。

ほかに何かございませんかね。

金繁委員。

○金繁委員 最初の前文のところなんですけど、1章に入る前の、1, 2, 3つ目のパラグラフで、議会においても例外ではなくとあって、最後に、不当な言動は決して許されないってあって、ここはまだ不当な言動のままなんですよね。2条の1項で、その行為として、言葉、態度、文書等って入れていただいたんですけど、こちらもパラレルに、修正したほうがいいのかなと思いました。

○原田委員長 今、金繁委員より指摘がありました。事務局どうですか。

土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。

前文のところの言動という文言、直っていませんでした。大変失礼いたしました。

2条のところにある行為の分も、ここにうたうかどうかはあれとして、統一させていただきます。失礼しました。

○原田委員長 あとは。

金繁委員。

○金繁委員 7条の3項、新たに付け加えていただいているんですが、ただし、議長が特に必要と認めるときに限り、議会事務局にその調査を、ハラスメント審査会第三者機関が行う調査を行わせることができるという3項がまた新たに加わっているんですけど、この、ただし議長が特に必要と認める限りっていうのは具体的にはどのような場合を想定しているのかっていうところをお聞きしたいのと、逐条解説に入れていただけたらと思うんですけど、現在どのような場合を想定していらっしゃるかということと、実際、議会事務局が行うってなったときに、何らかのそういう専門的な研修なりを受けたりとかしておく必要があるんじゃないかなとか、そういうふう、人的なキャパシティがあるのかなとかもちょっと気になるんですけど、いかがですかね。その2点お願いします。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。

金繁委員の御指摘の、今回追加した第7条第3項ですね、ただし、議長が特に必要と認めるときに限りということで、基本的には審査会か第三者機関に調査のほうは行っていただくこととしております。初期段階の申立てが出た段階での確認というか、初期調査というのか、というのが必要なときは事務局が補記するなり、聞き取りするっていうような意味合いで思っております。

あとは専門的な研修云々かんぬんっていうのは、もちろんそのとおりでございます。まだど

ういった研修をといるところまでは調べ切れておりませんが、議会事務局の職員としてもそういった知識なり専門的な研修を受ける必要があるというふうには考えております。

以上です。

○原田委員長 ほかに。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 ちょっと確認ですけど、この条例が成立した場合に、職員と議員との間というトラブルになった場合、議会側としてはこれである程度カバーできるんだけど、職員側、今規定しかないんだけど、その辺は今後カバーされる予定なのかどうかちょっと聞きたいんですけど。

○原田委員長 土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。

嘉喜山委員がおっしゃられた、職員と議員のトラブルがあったときの職員側、確かに現状では規程しかございません。ただいま議会のほうが相談窓口の設置という県の議長会の調整を踏まえて、その後の対応を、条例含め例規の制定に向けて御協議いただいていると。そういったことについては多分、担当者レベルでは情報は共有しておりますが、まだそういった動きがあるかどうかという報告まではまだ受けておりません。

今後、議会が全議員の皆様の御賛同を得て、この条例そして関係例規が制定されることであれば、職員側のほうも何らかのアクションは必要になってくるのではないかなというふうには、事務局のほうでは考えております。

現状では以上です。

○原田委員長 よろしいですか。ほかに何か御意見ございませんか。

ハラスメントの件はこれでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 これである程度まとまると思うんですけど、次回、議運で最終的な方向性というか、案を出せたらと思うんですけど、いかがでしょうか。

○原田委員長 そのようにしていいかな。

土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。

本日は条例案と条例施行規程案のみしか御提示できませんで申し訳ありません。それに付随した逐条解説、想定Q&A、フローチャート案も随時更新してまいります。それを踏まえて次回の議運で皆様で御確認いただきまして、例規のほうはそれである程度整うと思うんですけど、まずはこのハラスメント以外の申合せ事項の進捗状況の共有を、次回の全員協議会なりで全議員の皆様に御協議いただいた後に、全員協議会でもこのハラスメント条例の制定についても御賛同いただくのがよろしいんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○原田委員長 今後の流れを今事務局より説明していただきましたが、これでよろしいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにしていきます。

そしたら、あとの検討項目でどうしてもこれ今日中にやっておきたいというのがあれば。

嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 すいません、さっき政務活動費って特に触れていなかったかと思うんですけど。これ方向性は、私は出たと思っているんですけど、これは、政務活動費の支給はするということだけど、時期はというところでもいいんじゃないかなと思いますけどいかがでしょうか。

○原田委員長 この政務活動費、ほかに御意見ございませんか。

一応、この議運で継続審査ということにはなっておりますが。よろしいですかね、じゃあ今、

嘉喜山委員の発言があつたように、うん。どうしてもこれを早くしたいというのがあれば、意見があれば。ほかに意見ないようでしたらもうそのようにしていきますが、いいですかね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 ほかにないですかね。

金繁委員。

○金繁委員 提案なんですけど、7番の全体的・構造的な理解をするような勉強会。早稲田大学マニフェスト研究所の中村先生に、昨年でしたかね、も来ていただいてすごい勉強になったかと思うんですが、まだ新人議員も多いので、定期的に先生は四国にいらっしゃっているようなので、来年辺りまたいらしていただいて、勉強会をしたらいかがでしょうか。

○原田委員長 という金繁委員からの提案なんですけど、どうでしょうかね、皆さん。講演会持ってみますか。どうですか。反対ありませんね。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのように計画をしていきます。

ほかにはありませんかね。いいかな、事務局長。

土居事務局長。

○土居事務局長 参考までに何か、どういったテーマを御希望とかありますか。

○原田委員長 金繁委員。

○金繁委員 そうですね、前回、地域経営っていう視点で、議会の役割のお話いただいたと思うんですけど、本当にすごくよかったので、そこを発展させるようなお話でもいいですし。お願いします。

○原田委員長 ほかに何かございませんかね。

その他、事務局、何かないですか。

○土居事務局長 申合せは大丈夫です。

○原田委員長 じゃああともう一点協議をしていただきたいことがあるんですが、予算勉強会の日程なんです。3月の予算勉強会の日程について、9月の決算勉強会のときと同様にケーブルテレビの準備の都合があるため、早めに決定しておかないといけませんので、もう日にちを決めたいと思いますが、事務局より説明をお願いします。

土居事務局長。

○土居事務局長 本日の議会運営委員会の次第のほうの、(2) その他予算勉強会の日程についてというところに記載しております。3月定例会の初日が3月6日、金曜日から、3月19日、木曜日までとなっております。その間に一般質問の締切りが3月10日、火曜日、その翌日11日が議会運営委員会という日程となっております。一般質問を締め切った後の議会運営委員会の確認を得て、執行部のほうが一般質問の答弁書の案をその後作成になろうかと思えます。

その辺りを踏まえまして、昨年度の日程を参考までに次第のほうに載せておりますが、今年度の日程を御協議いただいたらと思います。よろしく願いいたします。

○原田委員長 そしたら今日、できたら決めたいと思いますので、3月の勉強会、どうでしょうかね。9日が月曜日になるので、9、10ぐらいでどうでしょうか、皆さんの御意見を伺います。もうこれしかないと思うんですが、いいですかね。

金繁委員。

○金繁委員 それで、9、10でいいと思います。それで、決算のときに、前回、一般会計の教育費の前までを初日として、2日目に教育費を移していただいて、新人議員さんたちからもよかったって言われたんですけど、よかったら予算も同じようにしていただけると、十分、充実した質疑ができるのではないかなと思います。いかがでしょうか。

○原田委員長 という金繁委員からの提案なんですけど、ほかの委員さんどうでしょうか。

尾崎委員。

○尾崎委員 2日間取っている中で、やっぱりじっくりと、やっぱり勉強するということ、余裕を持ってやるのがいいと思うので、結構だと思います。

○原田委員長 ほかはどうですかね。

土居事務局長。

○土居事務局長 金繁委員の御提案に追加ということじゃないですけど、2日目に歳入をするようになっとなるので、もし可能であれば、初日のしょっぱな歳入をやって、歳出に入れば、2日目の歳入また関係する全管理職が議場に来てもらわんといけんことを踏まえると、しょっぱなに歳入をやって全管理職がいて、歳入入るほうがちょっとスムーズなのかなあというふうに思いました。御協議願います。

○原田委員長 今、事務局より説明ありましたが、歳入をしょっぱなにやると、最初にやると。一回これやってみますか。

(「はい」と言う者あり)

○原田委員長 じゃあそのようにやります。

日にちは月、火の9、10ということで、決定です。そして歳入からやると。

あと、勉強会の件については、いいですかね。

その他、ほかに、事務局ありませんか。

土居事務局長。

○土居事務局長 年明けの予定といたしましては、1月13日、火曜日が全員協議会となっております。これは執行部のほうから非常勤特別職の報酬と旅費の関係というふうにお聞きしていますが、次回の議会運営委員会の開催日をおおよそちょっと決めておいたほうがいいのかあというふうに思います。

13日の全員協議会は執行部からの分なんですけど、そのときに、先ほど申しました申合せ事項の現在の進捗状況を全議員さんに共有してもいいのかなあというふうに思います。ただ、その場合には、今皆さんで御協議いただいている防止条例含め例規を示すのではなくて、相談窓口を今、県の議長会事務局で調整いただいていますと。ただそれは相談窓口についてのみのなので、それ以降の対応は各自治体の議会で対応しなければならないので、議会のほうで条例案含め関係例規の整備をする必要があるんですがいうことで、御賛同いただいてから、また改めて条例案等を示すのがスムーズなのかなあというふうに思います。その辺り、御協議いただいたらと思います。

○原田委員長 となると、1月13日は全協ということなんで、それ以前に1回議運を開きたいと思いますけど、それで構いませんか。

土居事務局長。

○土居事務局長 それ以前となると、議長が出張の研修になりますので、正直、年明け厳しいんです。7、8、9が御不在になります。5と6でよろしければやりますけど。

○原田委員長 嘉喜山委員。

○嘉喜山委員 この全協の午後じゃいけんのですか。順番違うんかな。この件を、今の状況を報告して、その後、最終の条例案を協議して、そして次、全協の日程を決めて、そこでもう一遍報告する、ハラスメントに関して。でいいのかなと私は思ったんですけど。

○原田委員長 今、嘉喜山委員の提案なんですが、全協の後に議会運営委員会を開く。それでやってみますか。事務局どうですかね、これ。

土居事務局長。

○土居事務局長 ありがとうございます。

嘉喜山委員から御提案のあった、全協の同じ日の午後から、例えば13時30分から議運を開いて最終的な例規の確認をします。その後の全協の予定が、2月の20日が3月定例会の前の全協になっています。ただその2月の20日までに1回なり2回やっておかないと、なかなか

か1回でお示しして、これどうでしょうかはなかなか通用しないのかなあということと、13日の午後から議会運営委員会のほうで最終的な、協議いただいた後の成果品を先にお示しする場が必要かなというふうに思います。

○原田委員長 暫時休憩します。

(休憩)

○原田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、1月の13日に全員協議会でございますので、その後に運を開催いたします。そしてその際に、次の全員協議会の日程等も協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

あとはないですかね。

はい、じゃあ閉会のほうをよろしく。

○鷹野副委員長 熱心な御協議ありがとうございました。

以上をもちまして議会運営委員会を終了いたします。

委員長